

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p>	<p>(130・131) 東海道本線米原構内橋りょう点検業務委託・東海道本線草津・南草津間橋りょう点検業務委託(金額の妥当性の検証)について(意見)</p> <p>国土交通省及び鉄道事業者による透明性確保の徹底に関する申し合わせを参考に、一定の対応は図られているものの、契約金額についての妥当性検証や、その結果を翌年度以降の同様の契約に活かすため、より一層の取り組みが求められる。</p> <p>より一層の契約金額の妥当性検証を行うべきである。</p>	<p>これまでの実績確認に加え、個々の現場条件の確認とこれに応じた作業実績を日報や点検写真などにより詳細に検証し、契約金額の妥当性を確認した。引き続き実態に沿った契約金額の算定を行うこととする。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 都市計画課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(132) 平成28年度第290-1号（仮称）彦根総合運動公園実施設計等業務委託（再委託金額の把握）について（都市計画課）【意見】</p> <p>本業務にかかる再委託について、契約書第6条に「受注者は、前2項に規定する部分を除き、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」と規定されている。</p> <p>受注者は、3社に対して再委託を行い、事前に県に対して再委託先業者、再委託業務内容を書面にて報告し承諾を得ているが、再委託金額について報告がなされていなかった。</p> <p>再委託金額は再委託の業務量を定量的に把握するための一つの指標となるものであり、再委託の妥当性を検証するうえで重要なものであると考えられるため、今後、委託先が実施する再委託について業務内容のみならず、再委託金額もあわせて把握したうえで、総合的に再委託の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>本包括外部監査報告の総論においても、適切な再委託の手続きの実施に関して、「再委託を承諾する際には委託内容、その範囲、金額等を総合的に勘案し、再委託の妥当性を十分に検証することが必要であり、県としての一定の指針を設定すべき」との指摘があったことから、今後担当部局（会計管理局）から示される内容に従い適切に対応するとしたところである。</p> <p>この度、会計管理局管理課長より平成31年2月27日付け滋会計第142号「再委託における適正な契約の履行の確保について（通知）」が通知され、これを受けて、土木交通部では、技術管理課長が、平成31年4月1日付け滋技管第31号「測量・設計業務等提出書類の様式の改定について（通知）」を通知した。今回の改正で再委託の承諾の際は、受注者から契約予定金額を記載することとした。</p> <p>今後、改定された様式に基づき、再委託の承認手続きをすすめていく。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 流域政策局・監理課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(133) 甲賀圏域水害に強い地域づくり計画検討業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>委託金額に関し、単価及び工数から積算を実施したうえで契約締結をしているが、実績検証がなされていない。</p> <p>随意契約で競争性が働いていない以上、実績検証は契約額の妥当性を検証するためにも重要である。</p>	<p>実際の作業内容を日報などで確認し、実績工数が確認可能なものについて検証することとするが、平成30年度は、同様の委託がなかった。今後、事案が発生した場合に検証を行い、委託業務に活かしていく。</p>
	<p>(134) 湖北合同庁舎本庁舎等警備業務委託（契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>警備業務は、警備機器を設置した業者がその後の警備業務を行うことから、ある程度の期間、業務の提供をうけることを前提に委託契約を締結することが経済的であり合理的と考えられる。</p> <p>しかながら、導入後の警備業務について業者と随意契約を結んでいる状況では、契約期間全体としては競争性が働かず、全体として委託料が割高となってしまうおそれがある。したがって、長期的な委託料削減の観点から、契約期間全体を勘案して契約方法等を検討すべきである。</p>	<p>随意契約における競争性の確保に関して、「機械警備業務に関する契約で、単年度契約としては随意契約の理由としてもやむを得ないような契約であっても、複数年契約を前提とした場合には、一般競争入札が有利になるような場合も考えられる」との本包括外部監査報告の総論の指摘に対して、担当部局（会計管理局）は長期継続契約の制度等について研究していくとしており、当部としても全庁的な課題の中で検討するとしたところである。</p> <p>担当部局（会計管理局）においては、機械警備業務に関する長期継続契約の期間（2年）の延長について、耐用年数等の機器面だけでなく、事業者における人員確保的な側面も考慮する必要があることから、他府県の状況や事業者の状況など引き続き研究しているところ。</p> <p>なお、当該委託契約では、現行規則（滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則）で定められた最長の期間である2年間の長期継続契約を締結し、委託料の軽減に努めている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
	<p>(135) 国道365号他消雪制御システム等維持管理業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>実績報告として業務日報を入手しているが、電話による作業終了確認を実施しているのみで、当該日報について、具体的な作業内容の確認や実績工数等を検証することまでは実施していない。</p> <p>実績検証を適切に実施すべきである。</p>	<p>具体的な作業内容を確認するとともに日報などで実績工数が具体的に確認可能なものについて検証した結果、設計工数との差異があったため、今後は、見積りを徴収し実績工数と精査したうえで委託金額の算定を行うこととする。</p>
	<p>(136) 杉本余呉線他消雪施設維持管理委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>当該委託に携わる整備士について、その能力によっては標準的な人数以下で業務遂行が可能と考えられるが、従来から標準的な人数以下での実績となっており、より実態に即した委託金額の算定を検討する余地がある。</p> <p>実績検証を適切に実施し、次年度以降の委託金額を実態に沿ったものにすべきである。</p>	<p>具体的な作業内容を確認するとともに日報などで実績工数が具体的に確認可能なものについて検証した結果、設計工数との差異がなかった。引き続き実態に沿った委託金額の算定を行うこととする。</p>